弁護士座談会

弁護士座談会(第3回) カーボン取引、サステナビリティ 情報開示、ESG訴訟

本誌編集部

本誌連載の「弁護士からみた環境問題の深層」は、日本CSR推進協会・環境法専門委員会所属の弁護士の先生方によるものである。法解釈や訴訟事例などを交えた貴重な解説記事である。1月から掲載してきた座談会記事も今回が最終回である。環境問題が地域公害から地球環境問題となり、CO2排出権取引のカーボンクレジット、TCFDなどの非財務情報開示、ESG投資など、企業の対応範囲が広がっているのに伴い、弁護士の活動範囲も広がってきている。地域の環境訴訟も、地域住民の環境権の広がりに配慮すると同時に、企業活動の持続性との両立が求められている。



写真1 座談会参加メンバー

〈後列左から〉北島隆次弁護士、伊達雄介弁護士、寺浦康子弁護士、山下瞬弁護士、半田虎生弁護士 〈前列左から〉町野静弁護士、佐藤泉弁護士、芝田麻里弁護士

1. カーボンクレジット取引

佐藤 (ファシリテーター): 現在日本では、脱炭素社会に移行するために、企業が多様な取組をしています。 北島さんは、カーボンクレジット取引に関する契約書作成等の実務をされていらっしゃいますが、これから、日本においてカーボンクレジット取引は広がっていくのでしょうか。 また企業として取引をするメリットとデメリットを教えてく

ださい。

北島:多くの企業がゼロカーボン目標を掲げる一方、少なくとも短期的には自社の削減努力だけでそれを達成することは難しく、決め手となる技術もこれからといった状況です。そこで、1つの手段として注目されるのがカーボンクレジットです。また、森林についていえば、CO2吸収量をクレジット化するということは、森林に新たな価値を生み出すことになり、林業や地域の活性化という面でも期待

されています。それ以外でも、クレジットに関わるビジネ スを検討する大企業や、新サービスで起業する会社も出て きています。2023年10月11日に、東証でカーボンクレ ジット市場が開設された他、民間でもSBIホールディング ス株式会社とアスエネ株式会社の合弁会社であるCarbon EX株式会社によるカーボンクレジット・排出権取引所 サービス「Carbon EX」が開始されるなど、制度が少し ずつ整備されてきました。一方、カーボンクレジットは法 的性質は明確でなく、取引の保護が十分図られているかと いうとまだ未成熟の点がありますので、企業が取引をする 際には、リスクを把握した上で対応することが必要です。 カーボンクレジットのマーケットはまだまだ揺籃期です が、企業がカーボンクレジット取引に二の足を踏んでいる というのは、制度がしっかり法的に保護されていないとい う点だけではなく、まずは自社での削減を頑張ろうという 考えが先にあることも要因と思われます。

半田:そもそも、企業がCO₂排出削減に取り組もうという動機からカーボンクレジットを始められるのか、普段そういう仕事に携わる方からするとどういうことが出てくるのでしょうか。

北島:一つあるのは、世の中の流れとして脱炭素への取組というのがあります。また、エネルギー価格上昇や地政学的リスクのことを踏まえると、企業も石油資源依存について再考せざるを得ない状況です。また、ガバナンスの面からも、東証の「コーポレート・ガバナンスコード」では、プライム上場会社に対して、TCFD準拠の開示を求めています。加えて、資金調達の面もありますね。例えば、商社が石炭火力発電への新規投資を止めたりしていますが、これは石炭火力発電所設置に必要となる長期的な資金の調達が困難になってきていることが大きな要因と言われていま



写真 2 北島隆次 弁護士

す。そのような動機があり、カーボンクレジットが検討の 俎上に上がったものと思います。

佐藤:最近は、企業が低炭素社会・脱炭素社会に向けて努力しないというのは、社会的責任として許されないというところまで来ている気がします。

北島:企業としても、「何もしない」と言い切ることは非常に難しいと思います。

佐藤:しかし、具体的に何をするかは経営判断に近いと思います。省エネ省資源を全面に出す会社、風力・太陽光発電などの再生可能エネルギービジネスに進出する会社、またカーボンクレジットに取り組む会社などがあります。そのなかで、私の感覚では、まず最初にカーボンクレジットをしようという会社は無いように思われますね。

北島: 仰る通りです。先ほど申し上げたとおり、カーボンクレジット取引が爆発的に増えているわけではありません。ただ、その理由として法的措置がないというのもあると思います。例えば暗号資産も、最初は、怪しい、胡散臭いものという認識だったのが、資金決済法で暗号資産(当時は仮想通貨)の定義が出来て、暗号資産交換業者の登録制度が整備されるなどの法改正以後一気に取引が増えました。ですので、法の裏付けが出てきたりすると、また状況が変わってくることもあると思います。

佐藤:私としては、カーボンクレジット取引は地球全体の排出量削減になるのかという点で、疑問を感じるのですが。 北島:そうしたご意見はもっともです。カーボンクレジットは、トータルでみると温室効果ガスを必ずしも削減しているわけではないので、環境負荷低減に長年努力してきた方々からすると、どうにもしっくりこないと思うのではないでしょうか。

寺浦:企業として、ゼロカーボン目指しますという時に、 現実の削減をメインターゲットとするんですが、それが達 成できない時のバックアッププランとしてカーボンクレ ジットがあると、目指しますと言いやすいというのがあり ますね。

北島:森林は CO_2 を吸収して、その吸収量をクレジット化するので、関心を持つ企業が増えています。

佐藤:企業が森林に投資するというのは、カーボンクレジットの一つの取引なのでしょうか。

北島:森林が吸収するカーボンクレジットを意識している 企業も多いと思います。森林をたくさん手に入れて、そこ から生まれるクレジットを活用することを考えているので しょう。カーボンクレジットのビジネスで有名なのは、石 油会社が、自社のLNGのサプライチェーンにおける温室 効果ガスの発生量を同量のカーボンニュートラルで相殺 し、それを「カーボンオフセットLNG」として、環境に 配慮する企業に販売するというビジネスです。ただそうした大規模なクレジットビジネスを行うためには、それなりの量のクレジットが必要になりますので、日本の森林だけでは足りず、世界に買付に行っていたりしています。なので、企業が自社の CO_2 を減らすために集めているというよりは、より大きな目線で買い付けているという動きも目立ちます。

佐藤: 森林の数は限られているので、大企業がこれを争って買う場合、価格が上がってしまうのではないでしょうか?

北島:森林のクレジットを買う権利もありますので、それは色々ですね。

伊達:森林のクレジットについて二重に売買されて、過剰にCO2吸収量が評価されてしまうなど、ゴースト・クレジットとなってしまうという問題が出てきそうですよね。

北島:性質やルールが明確になっていないので、可能性としては考えられますね。そうしたことが起こらないよう制度としてカバーしたり、リスク低減を図ることが重要です。

寺浦:成長しきった森林はどうなりますか(CO_2 の吸収量が低下しますが。)?

北島:森林に限らずクレジットを与える際、クレジットを 創出できる期間を定めることで対応しています。事業者も 継続的にクレジットを創出したいのであれば、植林を計画 的に行うことで森林の新陳代謝を図っていくモチベーショ ンが生まれるので、森林が維持されるメリットも期待でき ます。

佐藤: クレジットを扱うコンサルタントや評価会社が活躍 することは意味があると思いますが、本当に環境に良いの でしょうか。

北島: そうした意見もありますが、逆に林業家などの側から見ると、今まで木そのものを売るしか事実上の価値が認められてこなかった森林に新たにクレジットとして売れるという価値が期待できる、そのことで林業の維持発展につながる可能性があることは事実かなと思います。

町野: CO₂吸収率等は、どうやって評価をするんですか? 北島: クレジットを発行する機関が各々方法論という評価 手法を持っています。日本ではJ-クレジット制度がその 代表例です。森林の吸収だったらこのルールで、というよ うなルールがあり、その手順通りに審査機関が評価して、 クレジットを発行します。このような制度が世界中にあり ます。

芝田:世界での取引の方が日本よりずっと多いというお話でしたが、そうすると大きな取引が多くて、一般企業はそんなに……でしょうか?

北島:環境を意識している一般企業も買っています。個人 も買えないわけではありません。

芝田:売る人は日本にいるんですか?

北島:森林の場合だと、森を持っている人が直接クレジットを売ることもありますし、その仲介を行う企業や金融機関などもあります。

山下:電力市場は、電気を貯めておくことができないという性質から国内市場に限られていると思うのですが、カーボンクレジット市場は、今後、海外との取引も考え得るのでしょうか?

北島:海外クレジットの発行機関が、日本のマーケットプレイスに出すかどうか、言い換えれば、日本のマーケットプレイスがそれだけ世界からみて魅力的なものになるかがポイントだと思います。日本もGX市場創出に向けて、色々取り組みはじめたばかりですが、今後は取引量をどう増やすかという点が重要だと思います。

山下:カーボンクレジットに関する契約書作成の実務に携わっているということですが、契約レビュー等において、通常の契約とカーボンクレジットのものとは、性質や目の付け所が違ったりするのでしょうか?

北島: 一番大きいところでいうと、カーボンクレジットが法律で保護されるものなのかどうかが曖昧なところです。 先程伊達さんが仰ったように、二重売買の可能性もありますし、例えばカーボンクレジットを保有する企業が倒産した際に、そのクレジットをどう差し押さえるのかといったこともよくわかりません。こうした取引の問題点を、制度でカバーしようとしているのが現在の状況かと思います。

佐藤:法的に権利として確立されていないものを売買する というのは、感覚としてよく分からないですね。

北島: だからこそ、東証で2022年から実証を始め、2023年10月より制度をスタートさせました。

佐藤:海外では権利が確立されているのですか?

北島:海外でも確立されているという話は私の知る範囲では聞いていません。カーボンクレジットを発行する機関で個別にルールを定め、また、カーボンクレジットを売り買いする当事者同士で契約でリスクを低減しているところです。昨今では、創出されたカーボンクレジットの脱炭素効果にも注目されています。いわゆる「良質なクレジット」という議論です。カーボンクレジットはまだまだ揺籃期なので、危なっかしいところもあることには注意が必要です。ただ、ビジネスというか初めての取組というのは、最初はそういうようなものから始まって、作りこんでいくものという側面もあると思っていますので、世界中でのチャレンジを見守っていきたいです。

芝田:企業が、カーボンクレジットを買いたいという需要

は分かるのですが、それに応えられる、クレジット化出来 る人たちというのは日本にあるのでしょうか。供給側も存 在し続けられるでしょうか。

北島:森林であれば、まだクレジット化されていない森林は多いと思います。ただ、クレジット化の前提として、クレジットにそれなりの価値が認められるかがポイントになってくると思います。クレジット創出自体にもそれなりの費用や時間がかかるため、クレジットが高く売れる見込みがないとクレジットの供給も増えてこないかもしれません。

芝田:カーボンクレジットって需要と供給が成り立つのかが、結構難しそうですが。

北島:それは、今後のポイントですね。ここで議論しているカーボンクレジットは、欧州の排出枠取引市場のような国・地域の制度に基づき取引されるものではなく、自主的に創出され運用されるボランタリークレジットを念頭においていますが、そのクレジットを誰が、何の目的で買うかというところですね。そのあたりに制度的なバックアップや仕掛けがあったりすると取引が爆発的に増えることもあると思います。

2. サステナビリティ情報開示、ESG取引

佐藤:山下さんは、日本公認会計士協会の社内弁護士という立場で、不正会計問題等に関係する会則の全般的見直しや公認会計士のサステナビリティ能力開発活動の実施に係る常設機関の設置など、協会のルールづくりをサポートされています。今後日本でも非財務情報としてサステナビリティ情報の開示が義務付けられていくと思いますが、現在の情報すら正確に把握できないのに、将来情報までどうやって開示していくのか不安な企業も多いと思います。正確性はどこまで求められるのでしょうか。

山下: 昨年、企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、2023年3月期決算企業より、有価証券報告書等において、サステナビリティ情報の開示が求められることになりました。確かに、企業において、現状も満足に把握できない中で、中長期の将来情報を含むサステナビリティ情報をいかにして開示していくのかは、非常に悩ましい課題と考えられます。こうした、企業の不安を背景として、規制当局である金融庁は、内閣府令の改正に合わせて企業内容等開示ガイドラインを改正し、サステナビリティ情報の開示に関する虚偽表示の基準を明確化することで、その不安を和らげようとしています。このガイドラインにおいて重要な点として、第1に、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告

書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負わないこと。第2に、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載がある統合報告書などを参照する場合は、当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券報告書の虚偽記載(誤っていると分かっていて記載すること)の場合を除いて、直ちに虚偽記載の責任を負わないことが挙げられます。

また、正確性の程度について一概に基準を示すことは難しいのですが、手始めとして、同じく金融庁が公開する「記述情報の開示の好事例集」で開示情報に関する相場感を掴んでいただくことが良いのではないでしょうか。所属する日本公認会計士協会においても、冒頭ご紹介いただいたように、昨年、日本公認会計士協会の会則を改正し、サステナビリティ情報の開示及び保証業務に関する公認会計士の能力開発を支援し、サステナビリティ情報の信頼性確保及び高品質な開示の実現に貢献するための常設機関を設置し、公認会計士という公的インフラに対する資本市場からの要請に応えようとしているところです。

佐藤: 例えば、現実と乖離している情報開示があった場合、たとえ有価証券法虚偽記載に該当しなくても、市民から訴えられるというリスクは負うと思います。半田さんは、そのようなESG訴訟についてどう思われますか?

半田:日本ではまだあまりメジャーな論点になっていない 印象ですが、グリーンウォッシュという言葉はかなり出て きていて、例えば、先程のカーボンクレジットの場合でも あるかと思うのですが、カーボンオフセットしたと言って いて、実はクレジット自体が実態の無いものだった。ということだったり、広告等で、再エネと押し出しているけれ ども、実際は化石燃料を使用していた、ということがある と思います。日本でも、NPO、NGOが適格消費者団体



写真3 山下瞬 弁護士

を交えてグリーンウォッシュの訴訟を定義出来ないかという動きはあります。ただ、日本ではまだ未成熟な段階で、市民が企業の非財務情報にどれだけ関心を持っているかというのは、追いつけていないところもあるので、海外の動向を見ながら、NPO、NGOと関わりのある弁護士が、活動を始めている段階なのかなと思います。

佐藤: 国内外のNGOが日本の複数の企業に対し、株主提案をする動きが高まっています。NGOの立場でも、また企業の立場でも、この分野で活躍する弁護士も増えることでしょう。

半田:省エネ法の開示請求もしましたね。

佐藤:企業が温暖化に関連するESG訴訟としては、株主訴訟という形、NPOや被害者が損害賠償を請求する訴訟、操業の差止め請求も考えられます。アメリカではアンデス山脈の農民が温暖化により収穫量が減ったという理由で企業を訴えるケースもあるようです。日本は損害の立証責任等が厳しいけれども、海外は陪審制度などもあり、訴訟で勝訴する可能性があるかもしれません。気候変動に関する情報を有価証券報告書で開示することは、訴訟リスクに繋がる可能性があると思うのですが、どうでしょうか?

伊達: 開示書類に虚偽記載があったというケースは何度か扱ったことがありますが、虚偽記載があったと認められることを前提とすれば、非財務情報で漠然としたものでも、その虚偽記載の内容次第では損害賠償の対象となると思います。損害としてはその非財務情報が虚偽であると判明した場合の株価への影響の程度にもよるでしょう。他方で、そもそも虚偽記載であると認められないような場合には損害賠償は難しいかと思います。正確性が微妙な情報であれば、企業として、その記載方法などを注意することになるのかなと思います。

北島:金融商品取引法上の虚偽記載罪についての裁判例において、当該虚偽記載の対象となる事実が、投資家にとって「重要な事実」であるかがポイントになります。つまり、投資家がその企業の投資判断をする時にサステナビリティ情報が重要になるのかということが重要な争点の1つになるということです。今の非財務情報だけで投資判断をする人がどれほどいるのかという話になってきます。今後、極端な事例ですが、カーボンオフセットを達成した企業、再エネ100%を達成した企業にしか投資をしないと明言する投資家がいたとして、そこが投資した企業が実はオフセットを達成していなかったり、化石燃料を使用していることを知っていながら虚偽の情報を有報等で開示していたといった場合、もしかすると日本でも虚偽記載が議論になるのかもしれません。

佐藤:寺浦さんと町野さんは社外取締役をされています

が、社外取締役の役割としてCSRへの貢献が期待されているかと思います。非財務情報開示については、社外取締役としてどういった意見を述べる可能性があるでしょうか。

町野:今までの日本の企業は情報開示をしないというのが 通常でしたが、今はそれが求められていることが現状です。

寺浦: どうやったら情報開示出来るか、という方向で考えます。虚偽記載にならないように注意しながら、開示出来るものはできる限り開示して、内容を分かってもらいましょうというように意見を述べます。

佐藤:正確性を期するあまりに情報を開示しないというよりは、現在存在する情報はとにかく開示していくというアドバイスということでしょうか。

寺浦:例えば前提条件を書いた上で開示する、などの方法で開示することを推奨しています。

佐藤: 取締役の責任として、非財務情報の正確性をどう担保するか、営業秘密にどう配慮するか、情報の修正をどう行っていくのか難しい判断が求められると思います。今までの会社経営とは違ってきているかと思いますが、その点山下さんどう思われますか?

山下:取締役の責任に関しては、従前からの損害論や現行制度との関係は伊達さんのご指摘のとおりであり、開示制度が2022年より開始されたばかりである点なども踏まえると、現時点で直ちに責任が追及されることはないと考えます。ただし、今後は、これだけ非財務情報の開示の要請が高まっていることや、指標の統一化等が進んでいくことを踏まえると、さらなる開示圧力が強まり、そうした点が責任論へも波及する可能性はあるかも知れません。

佐藤:日本公認会計士協会において新設された機関に公認会計士の保証業務の話が出てきました。この点、サステナビリティ情報の第三者保証に関して、特に第三者保証の要請の強い上場会社等の実態はどのようになっているのでしょうか。また、そこに弁護士が役割を持つことは出来るでしょうか。

山下: 欧米の動向を踏まえて、サステナビリティ情報開示にかかる信頼性向上のため、我が国でも第三者保証ニーズの高まりが見られます。金融庁の金融審議会(ディスクロージャーワーキング・グループ)においても、サステナビリティ情報にかかる第三者保証が提言されているところです。そして、保証業務は、監査業務と異なり、公認会計士の独占業務ではありません。ただ、現状を踏まえると、監査法人又はその系列の業務実施者が第三者保証を実施している例が多く見られます。また、独立の検査、認証等の専門性ないし品質、健康・安全、環境などの専門性を兼ね備えた機関が第三者保証をしている例も見受けられます。

上場企業においては、これらの者が第三者保証を行っているのが実態と考えられます。ただし、第三者保証業務を行う者の適格性として、独立性、職業倫理、品質管理、専門能力などが求められることになりますが、こうした適格性は、我々弁護士にも等しく当てはまるものではないでしょうか。その意味では、人権DD(デューディリジェンス)などを実施する弁護士などにも第三者保証業務において活躍できる領域は残されているように思われます。

佐藤: サステナビリティ情報に対して、今後弁護士がどのような貢献が出来るかというのは、大きな課題であり同時に大きな可能性でもあると思います。例えば、北島さんは弁護士として取り組んでいることはあるのでしょうか。

北島: 第三者の保証業務ということに限定すると、私は前 職の監査法人系のコンサルティング会社で、ISO14001の 取得支援コンサルをしており、ISO14001審査員資格も とりました。また、環境報告書やサステナビリティ報告書 の第三者審査をしていました。その立場から申し上げる と、弁護士が第三者保証業務を行うのは難しいと思いま す。弁護士は法令を扱うプロですが、サステナビリティ情 報は、自主的に開示している部分も多いので、弁護士業務 に馴染まない面があります。また、数字をチェックしない といけないので、環境やサステナビリティ情報をチェック 出来る人材を作るための教育が必要です。監査人が会計監 査をするように、企業に情報を開示してもらい、そこに間 違いが無いか、スケジュールがある中でチェックすること が求められます。そのためには一定のチーム編成も必要で す。弁護士が活躍できる場面としては、そうしたチェック そのものをするのではなく、金融商品取引法の開示規制の 面から、どのような記載をしなければならないのか、しな くてよいのかといったアドバイスをしたり、環境やサステ



写真 4 半田虎生 弁護士

ナビリティに詳しい弁護士が、第三者保証の体制のアドバイザリー的な役割として入るということは出来ると思います。また、直接関係しませんが、昨今話題になっている人権DDをきちんとしたのかどうかをリーガルの人間が見ることは出来るかと思います。

佐藤:町野さんは環境DDはされますか?

町野:環境DDはあまりないですが、DDの中で、工場を買うなどの際に水濁法が問題になったことはあります。あとは廃棄物の処理業者を買ったというケースがあった際は、廃棄物処理法の話だったので、許認可からマニフェストから全部見ました。環境だけ見てくださいという形でDDを依頼されるということはあまりないかなと思います。

佐藤:企業全体のDDを請け負って、その中の一部に環境が入っているということですね。

町野: そうですね。

佐藤:たしかに公認会計士の業務というのは投資家に対しての責任ですが、企業買収等を行う際のDDは当事者間情報開示とリスク管理が目的です。両方とも監査の要素はありますが、内容には少し違いがあるかもしれませんね。公認会計士は企業買収の際のDDもするんですよね。

北島:もちろん、財務、税務面でのDDはします。環境も 弁護士がするケースもあり当方も担当していますが、環境 コンサルタントに任せる例も多いです。

伊達:弁護士が行うのは、限られた部分だけですよね。

北島:そうですね。環境DDの範囲によるかと思いますが、廃棄物処理法の部分を見てくれというのであれば、弁護士に頼んだ方がいい場面もあると思います。また、環境コンサルタントは必ずしも法律に詳しいわけではないので、ある違反が疑われた場合に、それが具体的にどんな法律のどの条文に違反し、違反であった場合にそれが企業に対してどのようなリスクになるのかといった評価をするのはむしろ弁護士の出番ではないかと思っており、実際そうした対応をしています。また、外資系の会社で、全世界のグループ会社の環境監査を実施する中で、特に環境法との遵守状況について、日本法人を監査したりしています。

佐藤:人材育成って、一言で言いますが簡単ではないです よね。

山下:北島さんがおっしゃるように、基本的に第三者保証を担っている監査法人においても、環境コンサルと協働して実施されていると思います。確かに、弁護士が普段行っている業務と、第三者保証の業務(実証分析や統計処理など)とで相容れない部分もありますので、チームを組んで役割分担をしていけば良いのではないでしょうか。人材育成の面に関しては、本協会は常設機関を設置し、保証業務も担える人材育成をサポートする取組を始めたばかりです

が、日弁連や各弁護士会においても、新規分野の開拓として、後押しする仕組みを考えても良いのではないかと思われます。

佐藤: 半田さんは、ストップ・リニア! 訴訟弁護団、横須賀石炭訴訟弁護団、アスベスト訴訟弁護団などに所属し、訴訟を通じて環境保護のために戦うという活動をされています。なぜそうした運動に関わるようになったのでしょうか。

半田:法律家として環境問題に取り組もうと考えたきっかけはロースクールにおける環境法の学習にきっかけがあります(佐藤さんのもとで環境法の基礎を教えていただきました)。公害の防止・対策から自然保護、都市型環境問題、地球環境問題といった多様な領域を対象とする法領域として「環境法」が確立し、環境法のバックグラウンドを有する法律家が増えてきています。私もそのような弁護士の一人として環境保全に取り組む市民の力になりたいと思いました。

佐藤: 裁判になってしまうと、トコトンまで戦うという消耗戦になってしまうのではないでしょうか。企業活動と環境保全が共生するためには、どのような企業活動が望ましいのでしょうか。

半田:環境訴訟を提起することによる対外的なアピール、訴訟活動を通じた情報収集、当事者の声を踏まえた判決の獲得など訴訟には、その勝ち負けに関わらず運動の一局面としての意義があります。しかし、佐藤さんのご指摘のとおり、訴訟は長期化することは避けられず、その間に開発行為は進んでしまいます。そこで、法律や条例に基づくアセスメント(環境影響評価手続)を充実化させることが重要と考えます。昨今はアセスメントの早期の段階で住民や首長からの反対意見が表明されることで事業者が撤退を余儀なくされる事例も散見されますので、アセスメントやその前の段階での情報公開、多様なステークホルダーとの対話による環境配慮及び地域の理解の促進に努めることが企業活動と環境保全の両立につながると思います。

佐藤:確かに企業にとって地域住民は重要なステークホルダーであり、情報公開および地域への貢献は不可欠だと思います。また、地球環境問題の解決となると、極端に言えば世界中の人々および将来世代すべてが原告になりうるのかもしれません。司法もこのような時代にどう対応するか、難しい問題ですね。

佐藤: 弁護士の人材育成の話ですが、町野さんと、北島さんと、半田さんの3人は司法試験で環境法を選択して合格されています。司法試験の選択科目に環境法が入ったこと

により、環境法に興味を持って勉強して、この分野で活用したいという弁護士は確実に人材としては育成されていると思います。その方たちのパワーを企業や社会にどう結びつけていくかというのは、重要だと思います。日本CSR推進協会では、その一端を担いたいと思っておりますので、今後とも、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(取材 本誌編集部)

【弁護士紹介】

佐藤 泉 佐藤泉法律事務所

第一東京弁護士会環境保全対策委員会所属、2006年から4年間同委員会委員長。2003年度から2019年度の環境省主催環境コミュニケーション大賞審査員環境省中央環境審議会、国土交通省交通政策審議会、経済産業省産業構造審議会等の委員として各種リサイクル法の制定・改正・土壌汚染法改正等に関与現在東京都廃棄物審議会委員、日本鉄リサイクル工業会理事、企業の環境管理、循環型社会に対応するビジネスモデル構築を専門とする。

伊達 雄介 新千代田総合法律事務所

第一東京弁護士会の環境保全対策委員会所属。2015年から2年間、同委員会委員長。日弁連公害対策・環境保全委員会委員(化学物質部会)。株式会社理経社外取締役。現在、土壌汚染や地下埋設物等の調査・対策に関するものとして、財務省の普通財産の処分価格等の明確化についての有識者に選任されている。複数の土壌汚染関連訴訟の代理人経験あり。化学物質管理、PFAS問題やプラスチック海洋汚染問題にも興味を持って活動している。

寺浦 康子 エンデバー法律事務所

第一東京弁護士会の環境保全対策委員会に所属しており、2017 年から2 年間、同委員会の委員長に就任。ニューヨーク州弁護士資格も取得している。また日弁連 公害対策・環境保全委員会委員(廃棄物部会)にも所属。過去、東京都環境審議会委員、中央環境審議会土壌農薬部会委員に就任しており、現在は環境省入札監視・契約適正化委員会の委員である。また、現在はセイコーグループ株式会社及び株式会社リョウーサンの社外取締役、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役に就任。企業の環境法令違反に関連する第三者委員会に参加経験あり。最近は、水や土壌、廃棄物、再生可能エネルギーの中では地熱発電に特に関心を持っている。

芝田 麻里 弁護士法人 芝田総合法律事務所

東京弁護士会の公害環境委員会委員に所属。公益社団法人 全国産業資源循環連合会 顧問及び監事、一般社団法人 東京都産業資源循環協会 顧問を務め、一般社団法人 事業承継研究会代表理事、一般社団法人 特許情報サービス業連合会理事を務めている。また、株式会社 事業承継・M&A支援センター(JMA)代表取締役でもある。廃棄物処理法を中心とした行政交渉・行政・民事・刑事事件、これらに関する法律相談を多く扱う。また、企業の後継者育成、事業承継、M&Aの案件の相談も多い。

町野 静 弁護士法人イノベンティア

第一東京弁護士会の環境保全対策委員会に所属し、現在、同委員会の副委員長を務める。また慶應義塾大学のロースクールで環境法を教えている。 経済産業省産業構造審議会の委員であり、資源循環経済小委員会の委員の ほか、フロン類対策、容器包装、自動車リサイクルなどのワーキングブルー プの委員を務める。環境分野だけではなく知的所有権分野の案件も多く扱っ ており、最近は、修理する権利と製品の修理・加工における特許権の効力 範囲と題する論文も公表している。

北島隆次 TMI総合法律事務所

大学卒業後、製造業に6年、コンサルティングファームで環境・サステナビリティコンサルタントとして8年経験した後、法科大学院に入り、40歳で弁護士となる。環境やサステイナビリティ実務に20年以上関わり、環境省や業界団体の委員も務めていた。現在は、環境法の他、カーボン・クレジット等の環境・サステナビリティに関する新規事業の立ち上げなどにも関わる。

山下 瞬 日本公認会計士協会

自治体職員を経て弁護士となり、第二東京弁護士会の環境保全委員会に所属。日本公認会計士協会の社内弁護士を務める。ルールづくりを専門として、全国初の手話言語条例の制定、被災自治体の復旧支援、電力システム改革の基盤整備、公認会計士団体の自主規制の見直しなど幅広い政策分野のルールメイキングに携わり、現在は所属する弁護士会のルール策定にも関与。最近は、MBAで環境マーケティングを学び、サステナビリティに関する消費者行動や行動科学に基づくルールづくりに関心を持っている。

半田 虎生 弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所

第一東京弁護士会環境保全対策委員会所属、2006年から4年間同委員会委員長。2003年度から2019年度の環境省主催環境コミュニケーション大賞審査員。環境省中央環境審議会、国土交通省交通政策審議会、経済産業省産業構造審議会等の委員として各種リサイクル法の制定・改正・土壌汚染法改正等に関与。現在東京都廃棄物審議会委員、日本鉄リサイクル工業会理事、企業の環境管理、循環型社会に対応するビジネスモデル構築を専門とする。